

# 井田川小学校危機管理マニュアル



令和8年度

# 目 次

危機管理の基本的な方針	P 2
連絡先一覧	P 3
事故発生時の緊急連絡体制について	P 4
授業中の事故(ケガ、心肺停止、意識不明)の対応について	P 5
水泳の事故発生時(心肺停止、意識不明)の対応について	P 8
体育科授業中の事故発生時(心肺停止、意識不明)の対応について	P10
組み体操、器械運動中の事故発生時の対応について	P12
熱中症への対応について	P14
暴風警報等発令時の登下校について	P16
雷が発生時の対応について	P16
地震が発生したときの対応について	P17
地震(震度5強以上)発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時等に 伴う対応について	P18
火災発生時の対応について	P21
不審者への対応について	P24
交通事故発生時の対応について	P26
いじめ問題の対応について	P28
差別事象の対応について	P30
食物アレルギーへの対応について	P32
学校給食への異物混入時の対応について	P34
学校が避難所となったときの対応について	P36
ネットワークからの情報流出時の対応について	P38
インターネット検索による不適切な画像の閲覧について	P41
インターネットの掲示板上での誹謗中傷について	P43
職員室侵入による個人情報記載文書等の盗難時の対応について	P45
弾道ミサイル発射によるJアラート作動時の対応について	P47
医療的ケア児の学校在校時の発災への備え	P49
ツキノワグマ出没時	P50
河川氾濫、雨水出水、高潮時の避難場所及び避難方法	別冊

## 危機管理の基本的な方針

### 危機管理の必要性

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所  
でなければならないが、突然の事件・事故が発生するときに備えて、学校独自の  
危機管理マニュアルを作成し、適切な危機管理体制を整備する。また、校内  
で教職員の共通理解を図り、マニュアルを見直し、より実効性の高いものへと  
改善する。

### 危機管理の目的

- ① 児童及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること。
- ② 危険をいち早く発見し、迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の  
日常の機能を保つこと
- ③ 学校・教職員と児童・保護者・地域社会等との信頼関係の向上を図ること
- ④ 事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

### 危機対応の基本

- ① 迅速かつ的確な初動対応をする。
- ② 指揮系統を明確化する。
- ③ 正確な情報集約・情報管理を行う。
- ④ 情報の共有と役割分担の明確化を図る。

### 課題を補う危機管理体制

- ① 職員室に在室しているときには、来訪者について注意を払う。
- ② マニュアルに従って、事件・事故に対処できない場合は、臨機応変に役割  
が変更できるよう、各担当者の業務内容も熟知し、緊急事態発生時に備え  
る。
- ③ 登下校の課題に対しては、保護者、学校安全ボランティア（井田川小学校  
子ども見守り隊）の協力を得て、見守り活動を行う。

### 保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- ① 学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- ② 学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が地域  
社会との信頼関係を築く。

## 連絡先一覧

学 校：059-378-8972

鈴鹿市和泉町 814 番地

校 医：059-381-0002（太田 拓哉先生）

おおたキッズクリニック 鈴鹿市弓削町 1160-1

学校歯科医：059-382-4578（桃井 しのぶ生先生）

ももい歯科診療所 鈴鹿市西条五丁目 68

学校薬剤師：059-381-0070（田辺 健志先生）

スズカ調剤薬局高岡店 鈴鹿市高岡町 632-1

眼 科 医：059-378-2311（堀澤 信喜先生）

白鳳クリニック 鈴鹿市庄野町 2550

耳 鼻 科 医：059-387-6789（濱口 富美先生）

浜口耳鼻咽喉科 鈴鹿市白子四丁目 13-19

鈴鹿警察署庄野駐在所：059-378-9401 庄野町 4-26

## 未然防止について

### ・教職員研修の実施

教職員の危機管理に関する校内研修等を実施し、生活事故事例の周知（窓ガラス周辺での事故、体育科授業前の連絡帳の未確認による事故、休憩中の児童の周辺での活動による事故など）を行うなど状況に応じた的確な判断力や機敏な行動力等、危機への対応能力を高める。

### ・児童への安全教育

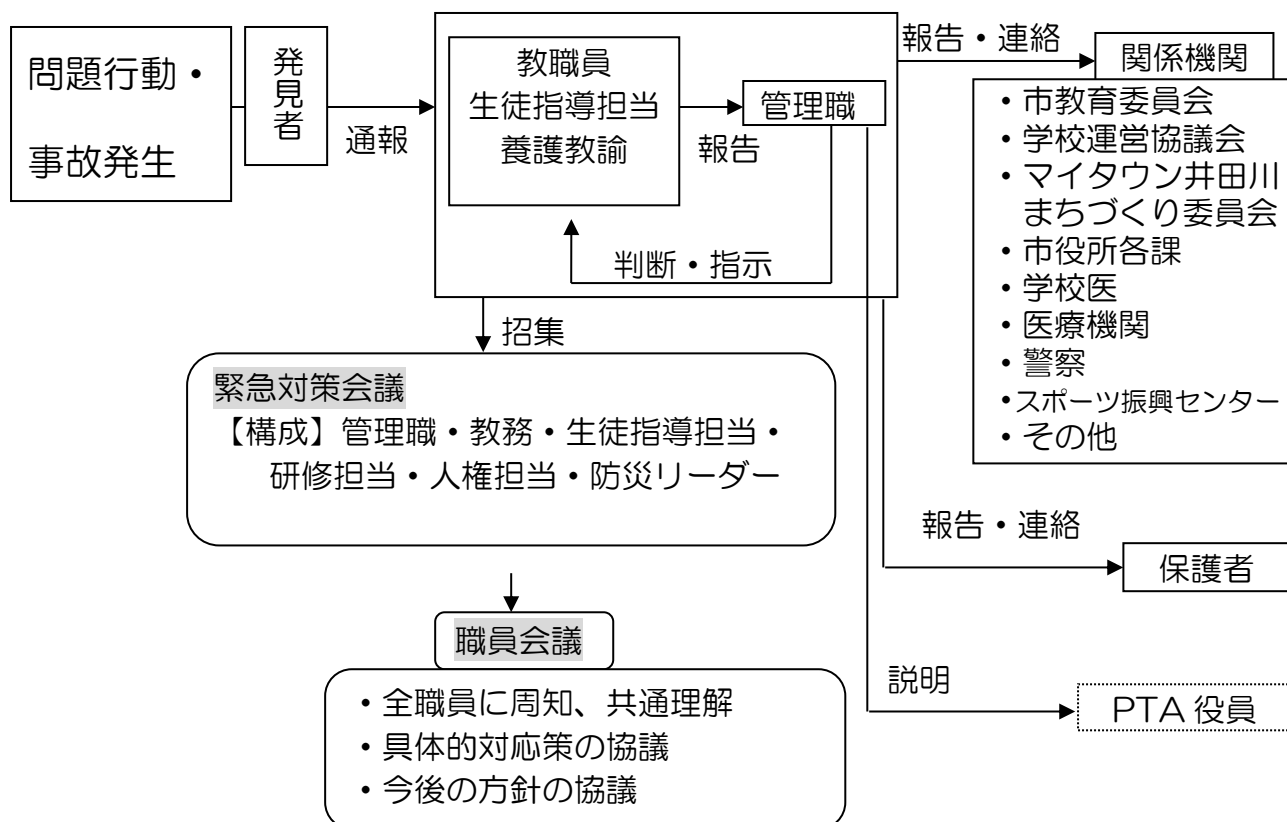
事故発生の未然防止の観点から、児童の学校生活における行動の見直し（身長より高い場所での作業をさせないなど）を行い、児童への安全教育を実施する。また、安全教育の指導計画を立て、意図的、計画的に推進する。

・安全点検の実施による安全管理の徹底

学校の施設及び設備等の安全点検（校舎内におけるガラスの強度、ひび割れ等の確認など）を計画的に実施し、必要に応じて補修・修繕等の措置を講ずる。

## 事故発生時の緊急連絡体制について

### 【発生後の流れ】



- 発見者**
- ・急を要する時は、可能な限りの応急処置を行う。
  - ・校長に連絡する。
  - ・担任、養護教諭に連絡する。
- 担任**
- ・発生状況、応急処置について校長に連絡する。
  - ・保護者への連絡を行う。
  - ・医療機関の指定を確認する。
- 養護教諭**
- ・児童の健康状態、要観察者の状況を掌握する。
  - ・負傷者搬送時の必需品の確認と準備をする。
  - ・必要に応じて校医に連絡する。
  - ・医療機関に付き添う。

## 授業中の事故（大きなケガ、心肺停止、意識不明等）発生時の対応について

### 1 事故発生からの対応

#### 【重要事項】

1. 生命維持優先(緊急措置)
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 迅速・正確な連絡

#### 【事故(大きなケガ、心肺停止、意識不明等)発生時の対応】

- (1) 第一発見者は、傷病者の症状の確認(意識、顔色、呼吸、出血等)をし、すぐに応援を要請するとともに、児童から離れずに観察を行いながら、必要な処置を行う。
- (2) かけつけた教職員と養護教諭は、第一発見者とともに声を掛け合いながら、協力して以下の対応を行う。
  - ①職員室・保健室・管理職への連絡、②119番通報、③止血、④心肺蘇生法などの応急措置、⑤AED・エピペンなどの準備、⑥他の子どもへの対応、⑦発生状況の聞き取り・記録、⑧現場の保存、⑨救急車の誘導
  - ・ 医療機関への搬送決定・救急車の要請を行うか否かは、原則として校長が行うものとするが、緊急と判断した場合には、現場の職員の判断で速やかに救急車を要請する。(生命維持を優先する)
  - ・ 担任は、保護者に病院受診の承諾と希望病院を確認し、来院依(保険証持参)頼をする。
  - ・ 保護者と連絡が取れない時は、緊急連絡カードに記載された医療機関又は最寄りの医療機関、学校医とし、校長の承認を得て搬送する。
  - ・ 医療機関への付き添いは、養護教諭とする。  
〈持参するもの〉緊急連絡票、事故の記録、メモ用紙、筆記用具、携帯電話
  - ・ 事故を目撃した児童に対し、担任及び他の教職員が速やかに聞き取りを行うとともに、必要に応じて、必要な範囲で事故の経過について説明する。また、児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測による誤った情報を広げないよう十分な指導を行う。
  - ・ 事故現場は原則として、そのまま保存する。(写真撮影をし、児童に見せたくない場面や危険な状況の場合は、ブルーシートで覆っておく。

## ★首から上のけがへの対応★

首から上のけがについては、症状の軽重にかかわらず、直ちに保護者へ連絡する。

- ①めまいや吐き気、意識混濁等がみられる場合⇒直ちに救急車を要請する。
- ②外傷・出血を伴う打撲、強い打ち方をしていると思われる場合⇒すぐに保護者に依頼して、病院を受診させる。※保護者がすぐに来られない場合は学校が搬送する。
- ③軽度の打撲⇒冷やして、経過観察をする。打ち方、痛み等の症状によっては、迎えを依頼する。
- ④歯・口腔と目のケガ⇒すぐに保護者に依頼して、病院を受診させる。

## 【保護者への連絡、教育委員会への報告】

- ① 教頭（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。児童の状況や行った処置、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続等を詳しく説明する。
- ③ 教頭は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、事故報告書を作成する。
- ④ 養護教諭は、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ マスコミへ資料提供は、教育委員会と協議のうえ、校長が行う。

## 【事後の措置】

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ② 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 児童の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

## 【心肺蘇生とAEDの手順】

- ① **安全の確認** まず周囲の安全を確認
- ② **反応の確認** 傷病者の肩をたたいて呼びかけ、反応の確認を行う
- ③ **119番通報の依頼** 反応がなければ、119番通報（救急車の要請）を依頼
- ④ **AEDの手配** AEDを持ってくるように依頼

- ⑤ 普段どおりの呼吸があるかの確認 胸の上がり下がりを見て 10 秒以内に判断
- ⑥ 胸骨圧迫を行う 普段どおりの呼吸をしていない場合は、直ちに胸骨圧迫を開始（普段どおりの呼吸か判断に迷う場合も、胸骨圧迫を開始する）
  - ◇強く（胸が5cm沈むまで）
  - ◇早く（1分間に100～120回のテンポ）
  - ◇絶え間なく！
- ⑦（可能なら）人工呼吸を行う 胸が上がる程度の量を約 1 秒かけて吹き込む（2回）
- ⑧ 救急隊の到着、または普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける。
  - ◇胸骨圧迫30回：（可能なら）人工呼吸2回
  - ◇繰り返す
- ⑨ AEDが届いた場合 電源ボタンを押し、音声メッセージの指示に従う

## 2 安全指導（教育）の充実

### 【事故防止】

- ① 児童の健康診断（メディカルチェック）や、当日の児童の体調の把握を適切に行う。
- ② 児童に自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導する。
- ③ 教員の観察だけでなく、児童に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。

### 【事故発生に備えた学校の体制の確立】

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室の前方窓側、保健室のホワイトボード横の壁に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室の前方窓側に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行い（年1回）、実際の対応ができるようにしておく。
- ④ 児童が大けがをした想定で、職員への対応訓練を実施する。（年1回）

## 水泳の事故発生時(心肺停止、意識不明)の対応について

### 1 事故発生からの対応

#### 【発生時の対応】

- (1) 第一発見者は事故発生に気づいたら、直ちにプールサイドに引き上げ安静にさせる。
- (2) 第一発見者は、症状の確認(意識、顔色、呼吸、脈拍など)をし、すぐに応援を要請するとともに、児童から離れずに観察を行いながら、必要な処置を行う。
- (3) かけつけた教職員と養護教諭は、第一発見者ととともに声を掛け合いながら、協力して以下の対応を行う。
  - ・ 心肺蘇生法などの応急措置、119 番通報、AED の準備、職員室・保護者・管理職への連絡、状況の聞き取り・記録、他の子どもへの対応、救急車の誘導など
  - ・ 医療機関への付き添いは、養護教諭とする。  
〈持参するもの〉緊急連絡票、事故の記録、メモ用紙、筆記用具、携帯電話
  - ・ 事故を目撃した児童に対し、担任及び他の教職員が速やかに聞き取りを行うとともに、必要に応じて、必要な範囲で事故の経過について説明する。また、児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測による誤った情報を広げないよう十分な指導を行う。

#### 【保護者への連絡、教育委員会への報告】

- ① 教頭(不在時は学年主任など他の教職員)から保護者へ事故の発生を連絡する。児童の状況や行った措置、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に事故発生の状況などを詳しく説明する。
- ③ 教頭は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、事故報告書を作成する。
- ④ 養護教諭は、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により、教頭は、警察へも連絡する。
- ⑤ マスコミへの資料提供は、教育委員会と協議のうえ、校長が行う。

#### 【事後の措置】

- ① 保護者に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部への情報を提供する場合、校長に窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。

- ④ 児童の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、再発防止に取り組む。

## 2 平時の安全指導(教育)

### 【事故防止】

- ① 安全面に十分配慮しながら、児童の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や 興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 児童が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる
- ③ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握するとともに、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。
- ④ プールの使用にあたっては、実態に即した安全管理体制を組織し、排(環)水口の蓋等を ネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。また、施設や浄化装置の付属施設についても、定期点検はもとより始業時及び臨時の点検を行い、安全管理に万全を期すとともに、プールには最浅・最深部分に水深を明示する。
- ⑤ 緊急時に備え、保温用毛布等を装備しておくとともに、事故が発生した場合に備えて正 確かつ迅速な対応の仕方を心得ておく。

### 【事故発生に備えた学校の体制の確立 】

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室の前方窓側、保健室のホワイトボード横の壁に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室前方窓側に掲示しておく。
- ③ 救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

## 体育科授業中の事故発生時（心肺停止、意識不明）の対応について

### 【発生時の対応】

#### ○状況把握とその対応

- ① 意識の有無などの状況を迅速に把握し、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。
- ② 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員又は児童に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ③ 傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境に配慮する。
- ④ 救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは児童に付き添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

#### ○保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 教育委員会と協議のうえ、原則としてマスコミへ資料提供をする。

### 【事後の措置】

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 児童の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

## 【事前の対策】

### ○安全指導（教育）の充実

#### 事故防止について

- ① 児童の健康診断（メディカルチェック）や、当日の児童の体調の把握を適切に行う。
- ② 児童に自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導する。
- ③ 教員の観察だけでなく、児童に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。

#### 事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

## 組み体操、器械運動中の事故発生時の対応について

### 【発生時の対応】

#### ○状況把握とその対応

- ① 事故の状況を把握し、負傷した児童の状況に応じて、応急手当を講じる。
- ② 負傷した児童が動けない（動かない方がよいと判断したとき）状況であれば、保健室と職員室に連絡をとり、校長への連絡と応援を要請し、養護教諭等が駆けつけるまでその場で可能な応急手当を迅速に行うとともに、負傷の程度を確認する。
- ③ 速やかに保護者と連絡をとり、希望する医療機関があるかなど保護者の意向を十分聴き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ④ 教員が医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。また、医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。
- ⑤ 事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

#### ○保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。
- ⑤ 教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供をする。

### 【事後の措置】

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 児童の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

## 【事前の対策】

### ○「組み体操」における事故防止について

- ① 児童の実態に即し、安全確保、事故防止の観点から、学校全体で段階的な指導計画及び実施内容の確認を行うとともに、事前に校内研修を実施するなど、事故防止に努める。
- ② 数週間の練習期間だけでなく、各学年の発達段階に合った指導の積み重ねの必要性を確認し、年間を通して体育・体育的活動の充実を図る。
- ③ 実施にあたっては、過度に高さ等※1を求めることなく、実施困難と思われる場合は、「中止する」「技を変更する」など、児童生徒の実態に合わせて対応する。
- ④ 事故が発生しやすい状況を全教職員で共通理解し、教職員による補助者の配置やマット等の必要な用具の活用を適切に行う。
- ⑤ 事故発生時における応急手当等の学校体制の確立を図るとともに、事故発生の原因を検証し、再発防止に取り組む。

※1 「過度に高さ等」は、ピラミッド等については3段相当を超える高さ、タワー等については2段相当を超える高さを過度の目安とする。

## 熱中症への対応について

※ 熱中症が疑われる症状・・・めまい、失神、筋肉痛、けいれん、手足の障がい、高体温等

### 【暑さ指数に基づいた対応】

- (1) 暑さ指数(WBGT)が 31℃以上の場合 ⇒「運動は中止」
- (2) 暑さ指数(WBGT)が 28℃以上 31℃未満の場合  
⇒「激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止」
- (3) 部活動における各種大会への参加 ⇒「大会主催者の指示に従う」  
※体育や各種行事等における可否の判断は、管理職・担当等で行う。

### 【発生時の対応】

#### ○状況把握とその対応

- ① 傷病者を観察し、状況(意識の有無、顔色、呼吸、脈拍など)を迅速に把握する。意識がある場合でも、少しでも意識障害がある場合には重症と考え、処置する。
  - ② 意識がないあるいは重症であると判断した場合は、速やかに救急車を要請する。
  - ③ 救急車が到着するまでに、涼しい場所へ避難し、衣服を緩めるなど体を冷やすとともに、場合によっては救命措置(心肺蘇生と AED の使用)などを的確に実施し、校長に連絡する。
  - ④ 応急手当をする場合には、体位、体熱の放散、環境に配慮し、安静にする。
  - ⑤ 救急車には、教職員が同乗し、医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療などを聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後も校長の指示があるまで付き添い続ける。
- ① 事故を目撃した児童たちに対し、聞き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

#### ○保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 担任(不在時は学年主任などほかの教職員)から保護者へ事故の発生を連絡し、事故への対応の経過、児童の状況、搬送先を伝える。
- ② 管理職と担任は、速やかに医療機関に駆け付けるとともに保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第 1 報を電話で教育委員会に入れる。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議の上、原則として報道機関へ資料提供を行う。

## 【事後の措置】

- ① 保護者に、事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等について説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 児童の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検などを見直し、事故の再発防止に取り組む。

## 【事前の対策】

### ○熱中症の事故防止にむけて

- ① 活動は、安全面に十分配慮しながら、児童個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じた指導計画を立て、指導を行う。
- ② 熱中症防止のため、特に下記の点に留意して活動を行う。
  - ア 活動場所の気温・湿度・風の有無等、当日の暑さ指数(WBGT)を測定・把握し、教職員間で共有する。
  - イ 長時間にわたる直射日光の下での活動を避けること。
  - ウ 屋内外に関わらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分(0.2%程度の食塩やスポーツドリンクなど)を適切に補給させること。
  - エ 児童の疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異常がみられる場合は速やかに必要な措置をとること。
- ③ 熱中症は夏季に集中して発生しているが、夏季以外でも急に暑くなると熱中症が発生することがあるため、暑さに体を慣らすよう活動内容を工夫する必要がある。季節に関わらず熱中症による事故が発生していることを十分に心得ておく。
- ④ 熱中症発生の要因・予防法・症状・対処法をしっかりと理解し、児童にもその発達段階に応じて、発生要因や予防法等について適切に指導する。

### ○事故発生に備えた学校体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを職員室や保健室の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

## 暴風警報等発令時の登下校について

### 【始業前に発令された場合】

- ① 午前7時時点で発令されている場合  
・その日の授業は中止。【臨時休業】

暴風警報等が解除されても、道路の冠水、河川増水等で、登校が危険な場合、安全を確認した上、登校する。

### 【始業後に発令された場合】

- ① 通学路状況を把握し、校長が判断し、次のように対応する。  
・台風の状況（位置・進行方向・速度等）及び通学路の状況から判断し、安全確保が困難な場合は、学校で待機する。  
・通学路の安全が確認できたら、下校させる。
- ② 保護者への連絡は、メール配信システムで行う。

### 【その他の場合】

大雨・洪水警報が発令された場合は、平常授業とするが、地域の状況により学校が自宅待機と判断する場合がある。

### 【下校】

集団下校、保護者への引き渡しによる下校とする。

## 雷が発生時の対応について

### 【始業前】

雷がおさまるまで自宅待機。安全を確認後、登校。始業を遅らせる場合はメール配信を行う。

### 【始業後】

雷がおさまるまで学校に待機。状況によっては「下校時刻の変更」を行う。また、教職員の引率もしくは、保護者への引き渡しをメール配信で行う。

## 地震発生への対応について

### 【学校内で発生した場合】

- ① 教室、特別教室にいたら  
頭部を保護、机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つように指示、  
経路・出口の確保、火災等二次災害の防止をする。
- ② 廊下、トイレ、体育館等にいたら  
ガラス等からは素早く離れる、頭部を保護する。
- ③ 校庭、遊具場にいたら  
できるだけ周りの開けたところでしゃがむ、地割れに注意する。

#### 教職員の心得

- ・トイレ、教室、特別教室、廊下、体育館等に児童が残っていないか確認する。
- ・校庭避難場所で、児童の人数を確認する。
- ・児童に対しては、声かけ等で気持ちを落ち着かせる。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。
- ・揺れの程度、大津波警報の予想津波高によっては、3階の教室へ2次避難する。
- ・関係機関へ連絡する。

### 【登下校中等に発生した場合】

- ① 揺れている間は、姿勢を低くし頭部および上半身を保護する。
- ② 建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる。

### 【揺れがおさまったら】

- ① 教職員の指示により、校庭の集合場所（運動場）へ避難する。
- ② ガラス破片、落下物等に注意し校庭の集合場所へ避難する。
- ③ 安全に注意しながら校庭の集合場所へ避難する。

# 地震(震度5強以上)発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時等に伴う対応について

## 【発生時の対応】

### ○教室にいる場合

<児童に対して>

- ① 机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- ② 慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- ③ 揺れがおさまったら、教職員の指示で運動場へ避難する。教職員がいない場合はより安全と考えられる通路から運動場へ避難する。

<教職員の対応>

- ① 児童に落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
- ② ドアや窓を開け、脱出口を1カ所以上確保する。
- ③ 揺れがおさまったら児童に運動場への避難を指示する。
- ④ 逃げ遅れた児童がいないか確認しながら避難する。
- ⑤ ストープ、コンロ等の火を消し、余裕があればガスの元栓も閉める。
- ⑥ 負傷者がいて、運べる場合は連れて避難し、運べないと判断した場合はその場のなるべく安全な場所で待つよう指示。運動場へ避難後、救助を要請。

### ○体育館にいる場合

- ① 体育館では、できるだけ中央に避難する。持っている物で頭を保護する。
- ② 天井の天井板や照明等の落下に気をつける。
- ③ 揺れがおさまったら、教職員の指示で運動場へ避難する。教職員がいない場合はより安全と考えられる出口から運動場へ避難する。

### ○運動場にいる場合

- ① 落下物を避けるため、校舎などの建物から離れ、運動場中央に移動し、そのまま全員が避難してくるのを待つ。

<教職員の対応>

- ① 机の下にもぐり、落下物から身を守る。
- ② 揺れがおさまり、放送が使えるようなら、運動場に落ち着いて避難するように放送する。
- ③ 避難する際に、非常用緊急持ち出し物(児童名簿・児童緊急連絡簿・救急箱・携帯ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯等)を持って出る。
- ④ 避難してくる児童を誘導しながら、運動場に出る。
- ⑤ テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集を行う。
- ⑥ 一部校区には、津波が心配される場所があることから、できるだけ早く高台など津波が来ない場所へ避難させる。

### ○避難後

- ① 担任が児童の人数とケガの確認をする。
- ② 児童の安否を教頭へ報告する。(教頭はとりまとめて校長へ)
- ③

学校災害対策本部(企画委員会)をその場で立ち上げ、役割を確認し、児童と教職員の救助や負傷者の応急処置、初期消火を行う。

- ④ 行方不明者がいれば、二次災害に注意しながら捜索を行う。
- ⑤ 情報収集を行う中で、津波が発生する状況であれば、第三次避難を実施する。

## 【事後の措置】

### ○心のケア

- ① ショックを受けている児童には、安心感を与えるように留意する。
- ② 心のケアを必要とする児童に対しては、保護者ならびに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD(心的外傷後ストレス障害)になることも考えられるので、継続的なケアを行う

### ○教育再開に向けた対応

- ① 教育委員会と連携して、教育再開に向けた対応を行う。

## 【事前の対策】

### ○安全指導(教育)

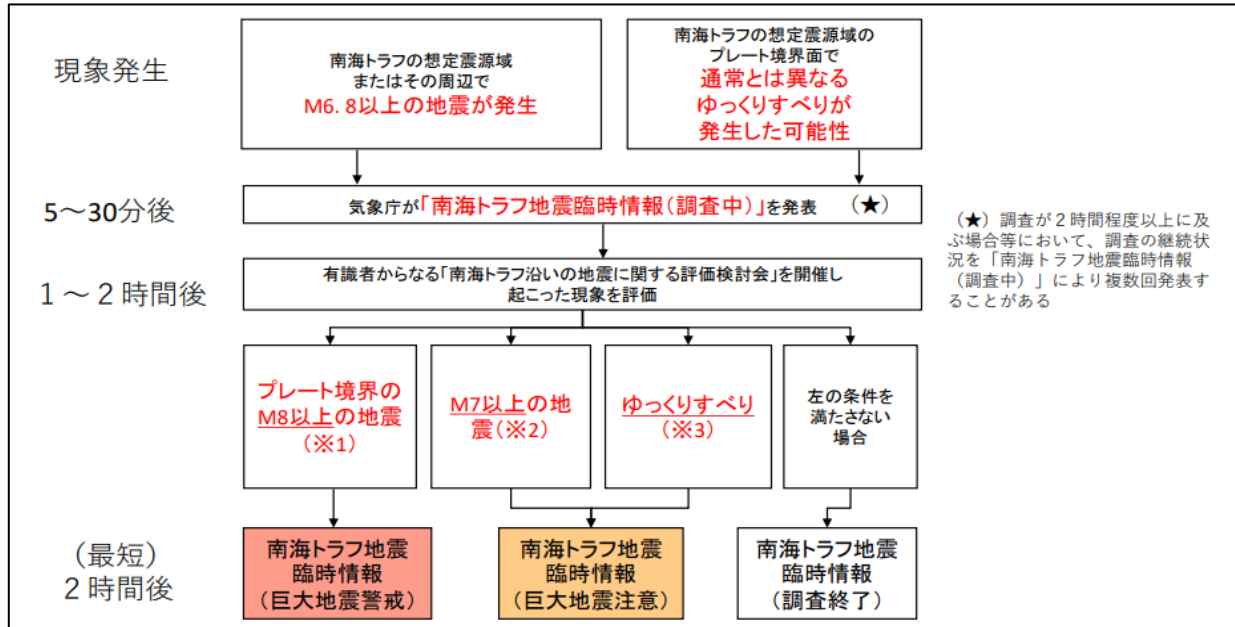
- ① 学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、県教育委員会が配布した「学校における防災の手引」や「防災ノート」等の防災教育用教材を積極的に活用しながら、各教科、学級活動、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。
- ② 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。
- ③ 防災訓練は、さまざまな状況を想定しての訓練を計画的に実施する。
- ④ 緊急地震速報のしくみ、放送される基準、放送される内容、放送された場合にとるべき行動等について、児童及び教職員に周知徹底するとともに訓練の機会を通じて落ち着いて身を守る行動がとれるようにしておく。
- ⑤ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載のある避難場所等の情報について、児童・家庭及び学校が共有する。

### ○安全管理

- ① 安全点検を学期ごとに行い、施設・設備及び防火施設について点検を行う。
- ② 職員室・保健室において緊急時に対応できるよう浸水被害への対応も考慮して、必要な物品の保管場所を定め、分散して常備するとともに定期的に点検する。

【参考】南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。情報名の上にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表されます。



出典:気象庁令和元年5月31日「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

## 火災発生時の対応について

### 1 事故発生からの対応

#### 【発生時の対応】

- ① 火災報知器・放送がなったら、児童、担任はその場で待機し、ハンカチなどで煙を吸わないように鼻や口を覆う。
  - ・ 担任は、窓を閉め、避難口を1か所以上確保する。
  - ・ 担任は、火気使用中の場合は、身の安全を確保したうえで、火を消し、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
  - ・ 担任は、放送を最後まで聞き、その場に待機するように指導する。
  - ・ 担任は、児童の安全を確認する。
  - ・ 初期消火班は、出火場所で初期消火を行う。
  - ・ 校長は状況に応じて、教頭に消防署への連絡を指示する。
  - ・ 教頭は、教育指導課へ連絡する。
  
- ② 教頭は、火災発生場所と避難場所を、放送などを使って児童・教職員に伝える。
  - ・ 担任は、放送を聞いたら児童を落ち着かせ、ハンカチ等で鼻や口を覆ったまま2列に並ばせ、避難を開始する。
  - ・ 職員室にいる職員が児童名簿、緊急連絡簿、ハンドマイク、懐中電灯などを持ち出す。
  - ・ 養護教諭は、救急セットを持ち出す。
  
- ③ 担任は、火災発生場所から遠い場所（運動場南側）に児童を避難させ、避難ができれば、学級名・児童数（欠席数）・異常の有無を教頭に報告する。
  - (1) けが人がいる場合には、傷病者の症状の確認（意識、顔色、呼吸、出血等）をし、すぐに応援を要請するとともに、児童から離れずに観察を行いながら、必要な処置を行う。
  - (2) 教職員と養護教諭は、声を掛け合いながら、協力して以下の対応を行う。
    - ① 管理職・養護教諭への連絡②119番通報、③止血、④心肺蘇生法などの応急措置、⑤AED などの準備、⑥他の子どもへの対応、⑦発生状況の聞き取り・記録、⑧現場の保存、⑨救急車の誘導
    - ・ 医療機関への搬送決定・救急車の要請を行うか否かは、原則として校長が行うものとするが、緊急と判断した場合には、現場の職員の判断で速やかに救急車を要請する。（生命維持を優先する）

- ・ 担任は、保護者に病院受診の承諾と希望病院を確認し、来院依(保険証持参)頼をする。
- ・ 保護者と連絡が取れない時は、緊急連絡カードに記載された医療機関又は最寄りの医療機関、学校医とし、校長の承認を得て搬送する。
- ・ 医療機関への付き添いは、養護教諭とする。  
〈持参するもの〉緊急連絡票、事故の記録、メモ用紙、筆記用具、携帯電話
- ・ 担任及び他の教職員は、児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測による誤った情報を広げないよう十分な指導を行う。

### 【保護者への連絡、教育委員会への報告】

- ① ケガ等があった場合、教頭(不在時は学年主任などほかの教職員)から保護者へ事故の発生を連絡し、児童の状況や行った措置、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担任は、速やかに医療機関に駆け付けるとともに保護者に事故発生の状況を詳しく説明する。
- ③ 教頭は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、事故報告書を作成する。
- ④ 養護教諭は、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により教頭は警察へも連絡する。
- ⑤ マスコミへの資料提供は、教育委員会と協議の上、校長が行う。

## 2 安全指導(教育)

### 【事故防止】

- ① 火災使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- ② 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
- ③ 火気使用の場合は、後始末を完全にす。
- ④ 廊下、階段、通路、出入り口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等は、用意に解錠できるようにしておく。
- ⑤ 消防施設等の周囲には、装飾等をしない。
- ⑥ 火災を発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。
- ⑦ 学校敷地内は、禁煙とする。

### 【事故発生に備えた学校の体制の確立】

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室の前方窓側、保健室のホワイトボード横の壁に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを職員室前方窓側に掲示しておく。
- ③ 救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

## 不審者への対応について

### 【発生時の対応】

#### ○不審者が侵入した場合

##### ① 校庭に侵入した場合

- ・発見者は、自分の教室等の施錠を確認し、すぐに校長・教頭に連絡。
- ・校長・教頭が状況を確認する。
- ・教頭が通報及び連絡を指示する。

110番通報する。

「校長先生が校内を見回ります。みなさん、教室に戻りましょう。」と緊急放送を行う。

- ・市教育委員会に連絡する。
- ・校長、教頭が不審者に対応する。

##### ② 校舎内（教室・廊下等）に侵入した場合

- ・発見者は、近くの職員に状況を知らせ、その後、不審者に対応する。
- ・知らせを受けた職員は、できる限り多くの学級に声をかけ、児童を避難させ、職員室へ状況を報告する。
- ・教頭は、事務に110番及び市教育委員会に通報を指示し、校内放送を行う。校長報告後、現場へ急行し、さすまたを持って不審者対応をする。

事務：110番通報「不審者侵入です。」

教頭：緊急放送「緊急集会を開きます。すぐに体育館に集まりなさい。」

- ・担任の指示で、すみやかに指定場所に避難。

#### ○安全確保

- ① 全児童の安全を確保するとともに、手当てが必要か確認し、応急手当を施し、必要に応じ、病院への搬送も行う。

#### ○保護者への連絡

保護者への連絡とともに、校区の関係機関に連絡し、協力等を依頼する。

### 【事後の措置】

#### ○事後の対応

- ① 事件・事故に関する情報の収集・整理をし、保護者や関係団体に提供する。
- ② 学校の対応を決定し、近隣の学校や関係機関・団体と連携する。
- ③ 文書で全保護者に概要と対応を説明する。必要に応じて保護者等へ説明会を実施する。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育

委員会へ事故報告を行う。

- ⑤ 報道機関への対応は、教育委員会と協議・連携しながら管理職が対応する。

#### ○教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- ① 事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握する。
- ② これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する。
- ③ 教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

#### ○事件に遭遇した児童、その保護者、教職員等への「心のケア」の対応

- ① 専門機関との相談・連携等により児童や教職員等の心のケアを行う。
- ② 心の被害を受けた児童の保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

### 【事前の対策】

#### ○学校の危険箇所の点検

- ① 登下校時を除く学校の門扉の閉鎖等、外部から侵入しにくい 学校管理体制を整備する。
- ② 来校者には名札等を着用するよう理解と協力を得る。

#### ○連絡体制や指揮系統の整備

- ① 不審者侵入や対応等に備え、緊急時には情報がいち早く管理職に伝わるよう、教職員は連絡手段を確認するとともに、体制等を整備する。
- ② 事件発生に備え、平常時に関係機関・団体等と事件発生時の対応方法を確認しておく。また、連絡がすぐに取れるよう電話番号などはよく見えるところに掲示する。

#### ○訓練の充実等

- ① 包丁等を所持した不審者の侵入に備え、身の安全を守れるようなもの(さすまた等)を用意し、訓練を通して正しく取り扱いができるようにしておく。
- ② 全教職員が、AED等救急医療器具の扱いや応急処置・心肺蘇生法を行えるようにしておき、AED機器等設置場所の把握をしておく。
- ③ 児童には不審者侵入に備え、あわてず迅速に身の安全が図れるよう、危険予測・回避能力が身につくような実践的訓練を実施する。

#### ○関係機関との連携協力

- ① 管理職及び安全担当は、保護者や関係機関・団体等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図る。

## 交通事故発生時の対応について

### 【発生時の対応】

#### ○事故発生時

- ① 事実確認し、ただちに校長(教頭)に報告する。
- ② 複数の教職員で現場に急行する。
- ③ 周囲に児童がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる。

#### ○通報

- ① 警察へ通報し、状況を確認する。
- ② 事故を目撃した児童へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず本校教職員が立ち会う。

#### ○保護者への連絡

- ① 担任は、被害者児童等の保護者に状況を連絡する。

#### ○関係機関への連絡

- ① 校長(教頭)は、市教育委員会に第一報を入れる。

### 【事後の措置】

#### ○事故後の対応

- ① 事故の全容等収集した情報を整理する。
- ② 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・PTA役員等で今後の対応を話し合う。

#### ○被害者を訪問

- ① 病院・あるいは家庭へ被害者を訪問し、処置の状況、回復の見通等を把握する。

#### ○再発防止を図る

- ① 全校集会や学年集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、交通安全に関する指導を徹底する。
- ② 反省点や再発防止のための指導ができるよう、要点をまとめ整理しておく。
- ③ 事故現場における安全施設上の問題点で整備が必要であるならば、対策を検討し、関係機関等と協議して改善を要請する。
- ④ 各保護者に、事故防止のための家庭における指導や登下校指導の協力を要請する。
- ⑤ 事故の発生原因に基づき、横断歩道を渡る際には、必ず一度止まって左右の安全を確認してから横断することや、車はすぐに止まれないこと等、児童に具体的な指導を行う。

## 【事前の対策】

### ○安全指導(教育)の充実

学校安全計画に基づき、一年に一度は 見直しながら、教職員の共通理解の下、取組を進める。

### ○通学路等の点検、危険箇所の確認と指導

- ① 効果的な指導につなげるため、定期的に通学路等の点検を実施する。
- ② 通学環境をより安全なものにするため、危険箇所(通学路等の工事箇所、横断歩道、地下道、河川等)を把握し、児童への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、関係小中学校や自治会との連携の下、各関係機関(警察・県又は市町等の道路管理主管課等)への働きかけなど、改善の要望等、組織的、計画的、継続的な安全対策に努める。

### ○交通安全教育

- ① 児童の心身の発達段階や、地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ② 保健の学習、学級活動等や学校行事を中心に、学校の教育活動全体を通じて、計画的・組織的な安全教育の充実を図る。
- ③ 通学路上の危険箇所について、交通安全マップの作成などに取り組むことで、児童が、潜んでいる危険を予測し、事故を回避する能力が高まるよう留意する。

### ○事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に、事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室や保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係機関の所在地及び電話番号などを職員室・保健室・事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生(AEDの使用法を含む。)や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

## いじめ問題の対応について

### 【いじめ問題の発生・発見】

本人や保護者からの訴えや、まわりの児童からの報告、教師の発見

### 【発生時の対応】

#### ○状況の把握

- ① 事実（5W1H）を正確に把握し、すぐに報告する。  
担任→学年主任→生活指導部長→教頭→校長
- ② 担任が、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ③ 共通理解し、対応について協議する。
- ④ 必要に応じて市教委や関係機関との連携を図る。

#### ○被害児童・加害児童への対応

- ① 被害児童への対応（被害児童と信頼関係にある教員が行う）
  - ・教員が必ず安全を守ることを伝え、加害児童からの報復を恐れずに真実を語るように支援する。（約束したら必ず守ること）
  - ・被害児童の思い(悔しさ・悲しさ等)にしっかりと耳を傾けしながら、「いつ、どこで、誰が」など、できるだけ具体的な状況を把握する。
- ② 加害児童への対応（複数教員で行う）
  - ・いじめの事実及びいじめの意識の有無を確認する。
  - ・いじめの意識がない場合には、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
  - ・発言中は逐一判定を下さず、いじめに至った心情やその経過等、加害児童の思いにもしっかりと耳を傾ける。
  - ・「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然と対応する。

#### ○保護者への対応

- ① 被害児童の保護者へ  
実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
- ② 加害児童の保護者へ  
事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

#### ○児童への指導の継続

- ② 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。
- ③ 指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

### 【事後の措置】

- ① 被害児童については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度を示す。

- ③ 「いじめは絶対に許されない」という認識を一人ひとりの児童に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- ③ 道徳の授業や学級活動をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ④ 新しい情報が得られ次第、教育委員会に報告し、対応を協議する。
- ⑤ 相当の期間(3ヶ月を目安)注視し、被害児童本人及び保護者に確認して解消したと見られた後も、継続して児童の様子を観察し、適宜指導する。

## 【事前の対策】

### ○指導（教育）の充実

- ① いじめの疑いに関わる情報があった場合には、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(いじめ防止対策推進法第22条による)を活用し、緊急会議を開くなどして、情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行う。
- ② 校長の指導のもと、教職員が児童との信頼関係を築くとともに、定期的な教育相談等を実施する。
- ③ 全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」という共通認識を持つ。
- ④ 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ⑤ 学期に1回以上のアンケート調査を実施するとともに、適宜面談等を行うなどして、日常から生徒の実態把握に努める。

## 差別事象の対応について

### 【発生時の対応】

#### ○現場での事実確認

- ① 児童は、差別発言（行為）を受けたらすぐに担当職員に報告する。
  - ・日頃から差別発言（行為）が発生したら、すぐに担任や人権教育部長に報告するように指導しておく。
- ② 担当職員は、差別発言（行為）を受けた（行った）児童から事案（発言・行為の内容等）を確認する。
  - ・いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのような場面で、どう発言（行為）したか等についてメモ等によって確認する。
  - ・保護者に対しても差別発言（行為）については、すぐに報告してもらうよう日頃から依頼しておく。

#### ○概要の速報

- ① 担当職員は、できる限り早く概要を校長に報告し、今後の対応の指示を受ける。
  - ・関係職員は、差別発言（行為）を受けた（行った）児童から事実確認をする。複数校で発生した場合は関係職員間で事実のすりあわせを行う。
  - ・関係職員は、校長に差別事象発生についての速報を入れる。事象の概要を報告するとともに、校長から今後の対応等について指示を仰ぐ。
  - ・校長は、概要の速報を受け、職員に指示するとともに、市教育委員会に速報を入れる。

#### ○詳細な事実確認と続報

- ① 担当職員は、差別の状況について詳細に確認する。
  - ・複数で確認を行い、記録をとる。差別の状況確認については、関係した児童生徒から、「いつ」「どこで」「だれから（だれに）」「どのような場面で（具体的ないきさつ）」「どんな内容（発言・行為）」等を相手の感情や状況に配慮しながら聞き取る。
- ② 校長への詳細な続報を入れ、今後の対応の指示を受ける。
  - ・担当職員は、聞き取った情報を基に校長に続報を入れ、今後の対応について指示を受ける。
- ③ 必要に応じて校長の指示のもと担当職員は該当の児童及び保護者へ対応する。
  - ・校長は、市教育委員会に続報を入れ、市教育委員会とともに、今後の対応について検討する。また、必要に応じて関係機関にも連絡を入れる。
  - ・担当職員は、校長の指示に基づき、該当の児童の保護者と連絡を取る。
  - ・その後、情報の混乱を避けるため正確な速報を文書で作成し、市教

育委員会及び関係機関等へも連絡を入れる。

※校外で発生した場合、関係校と協力しながら事実の確認を確実に行う。

#### ○その場での児童生徒及び保護者への対応

- ・差別発言（行為）をした児童に対して、「発言（行為）のどこが問題であったのか」を指導し、問題点を理解させたいうで、差別を受けた児童生徒に謝罪させる。
- ・関係職員は、差別事象に関わった児童の精神的状況等を確認し、応急的なケアが必要な場合には、早急に対応する。
- ・必要に応じて家庭訪問等により保護者へ事実関係を説明する。
- ・該当の児童は、必要に応じて自宅まで送ったりするなどして見届ける。
- ・差別発言（行為）を行ったものが教職員であった場合は、校長が謝罪を行う。

### 【事後の措置】

#### ○課題解決会議等の開催

- ① 生徒指導・人権教育部会において、事象に係わる整理を行う。  
〈整理のポイント〉
  - 事象の分析（発生の要因・背景と差別性についての考察）
  - 事象発生後の対応の検証
  - 学校・関係者（家庭・地域を含む）・関係機関等の課題の明確化
  - 取組の方向性や具体的な方策
- ② 多様な主体の協力を得て、課題解決会議を開催し、整理のポイントに沿って協議を行う。

### 【事前の対策】

#### ○未然防止に向けた取組

- ① きめ細かい観察や個別懇談等を通じた児童の実態把握に努めるとともに、児童と教職員との信頼関係を構築する。
- ② 人権教育推進計画に基づく実践を行い、取組の成果と課題に応じて推進計画の改善を行う。
- ③ 人権学習指導資料等の積極的な活用や、児童による自主的な活動を活性化させることにより、人権学習活動の充実を図る。
- ④ いじめや差別等を許さない仲間づくりに取り組む。
- ⑤ 教職員の人権意識と人権感覚を高める研修を充実させる。
- ⑥ 家庭・地域・関係学校等との連携を密にし、積極的な情報発信等により開かれた学校づくりを進める。

## 食物アレルギーへの対応について

### 【発生時の対応】

#### ○事故発生時の状況把握とその対応

- ① 担任は直ちにインターホンや近くの教職員に依頼して、管理職に連絡。
- ② 救急車を要請するとともに、養護教諭等複数名の教職員が教室に直行。  
なお、担任は児童から離れないようにする。
- ③ 担任、養護教諭は次のことに留意して対応。
  - ・ 安静にさせる。
  - ・ 食べ物が口にある場合は、自分で吐き出させるか背部叩打法により除去させ、気道確保をする。
- ④ 担任、養護教諭は必要に応じ、心肺蘇生（A E D含む）を行う。
- ⑤ 救急車に、教職員1名は同乗する。
- ⑥ 担任、養護教諭は、救急隊員に児童のアレルギーに関する情報を伝える。
- ⑦ 他の児童に対しては、経過を説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、誤った情報が伝わらないよう慎重に指導する。
- ⑧ 学校で症状が回復しても数時間後に再度症状が現れる場合があるので、一人で下校させず、保護者に連絡を取って迎えに来てもらう。

#### ○保護者等への連絡について

- ① 担任は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- ② 校長と担任は、すみやかに病院に駆けつけ、児童を見舞うとともに保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 発生後、教育委員会に速やかに第一報を入れる。その後、詳細の報告を入れる。

### 【事後の措置】

- ① 児童の不安を解消し、心のケアに努めるとともに、原因究明、再発防止に努める。
- ② 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関等と協議し、改善を図る。
- ③ 調理従事者には、異物混入にかかる未然防止や再発防止について周知徹底を図り、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図る。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

### 【事前の対策】

#### ○学校等における危機管理体制の確立

- ① 異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。

## ○連絡体制の整備

- ② 異物混入の判明時期に応じて連絡体制を整備する。例)・ 配送前:異物混入により献立に変更がある場合等には、状況に応じて学校給食センター等に連絡をする。
  - ・ 検食時:異物の混入状態から、給食の提供についての判断をし、献立に変更がある場合等には、直ちに学級等に連絡する。
  - ・ 学級での配食時:異物発見時の状況(食器・食缶の場所、配膳の方法、児童の状況等)を確認するとともに、現物を保管し、管理職に状況を報告し、他の学校に知らせる。
  - ・ 喫食時:該当児童の健康状態を確認し、学級の児童に対して給食を食べないように指示するとともに、管理職に状況を報告し、他の学級に知らせる。

## ○検食の事前実施の徹底

- ① 検食責任者(校長等)が、原則児童の摂食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

## ○学校における検収及び管理

- ① 配膳室等保管場所の衛生について、十分に配慮するとともに、施錠できる構造とする。
- ② 教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。
- ③ 児童への指導を徹底する。(パンは、一口大にちぎって食べる、牛乳などが容器から漏れていないかを確認する、異物が入っていないか注意し、よくかんで食べる等)

## 学校給食への異物混入時の対応について

### 【発生時の対応】

#### ○状況把握とその対応

- ① 担任は、当該児童の健康状態を確認し、学級の児童に対して該当給食を食べないように指示するとともに、管理職に報告をする。
- ② 管理職等が、状況に応じて、校内放送等で、児童・教職員に対して、当該給食を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
- ③ 異物発見時の状況(食器・食缶の場所、配膳の方法、児童の状況等)を確認するとともに、現物を保存する。現物は、混入時の状況(食器等に入った状態等)を把握するために、発見当時の状態を維持した状態で保存する。
- ④ 管理職は、栄養教諭に、食品の検収状況を確認するように指示をする。
- ⑤ 児童の健康状態や対応などについて、学校全体の状況を時系列にして取りまとめ、正確に記録しておく。

#### ○処置・報告等

- ① 電話で教育委員会に第一報をいれ、対応策等について、指導・助言を受け、状況の変化に応じて適宜報告を行うとともに、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。(児童の健康状態の把握、対応の記録、教育委員会等への報告、関係機関への連絡、外部からの問い合わせへの対応など)
- ② 混入物によっては、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処方法についての指示を受け、指導助言に基づいて、給食中止や献立変更についての対応を協議する。
- ③ マスコミ関係の対応は、窓口を一つにし、管理職が責任を持って対応できる体制をとる。また、教育委員会と協議の上、必要に応じて資料提供をする。

#### ○児童・保護者への対応等

- ① 必要に応じて、児童の不安解消に努める。異物混入の状況や内容により、学級指導や全校集会等を通じて、児童に事故の概要を説明する。
- ② 保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明するとともに、文書配布やメール配信での連絡等を行い、不安解消に努める。

### 【事後の措置】

- ① 原因究明を行い、再発防止に努める。
- ② 児童の不安を解消し、心のケアに努める。
- ③ 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関と協議し、改善を図る。
- ④ 調理従事者には、異物混入にかかる未然防止や再発防止について周知徹底を図り、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図る。

## 【事前の対策】

- ① 学校における危機管理体制の確立
  - ・校長は、学校での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。
  - ・調理場においては、調理場での異物混入を想定し、あらかじめ、その原因を分析し、防止する方法体制を作っておく。
- ② 検食の事前実施の徹底
  - ・検食責任者(校長)が、児童の喫食30分前までに検食を行い、結果を記録する。
- ③ 校舎内・教室での管理
  - ・教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。
  - ・児童への指導の徹底を図る。(給食当番の配食時の指導や身支度、配食中の給食当番以外の児童の態度等)

## 学校が避難所となったときの対応について

### 児童が学校にいる場合

#### 【初期対応】

- ① 児童と教職員の安否の確認を行う。
- ② 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ③ 校舎内外の施設・設備の被害状況の確認を行う。
- ④ 防災行政無線やラジオ・インターネット等から、情報収集を行う。
- ⑤ 児童の安全を最優先に考え、担任は児童の指導・管理を担当し、担任外の教職員で、避難所開設に向けた準備を進める。

#### 【児童の下校】

- ① 通学路の安全が確認できるまで、学校に児童を留ませる。
- ② 児童を学校にとどませるか、下校させるかの判断は、災害の種別及び校区内の被災の状況・通学路の安全の確認等を把握した上で、判断する。
- ③ 安全が確認された場合、必要に応じて、保護者への引き渡しを行う。保護者が避難所に避難してきた場合には、児童を引き渡す。

#### 【行政機関への報告】

- ① 市教育委員会・市災害対策本部に状況を報告する。

#### 【避難所運営委員会への引継及び協力】

- ① 避難所運営委員会の立ち上げや運営に関する協議のために、市の防災担当者・自主防災組織・避難所代表者・学校等が会議を行う場所を提供する。
- ② 市の防災担当者・自主防災組織・避難所代表者等と連絡し、避難所運営に必要な業務が開始されるよう努める。
- ③ 避難所の運営に協力する。

#### 【教育再開に向けた対応】

- ① 教育活動が平常の状態に復旧するまでの間、教育委員会と相談・連携しながら、できるだけ早期に学校を再開し、短縮授業等の応急教育を実施するための計画を策定する。
- ② 避難者には、避難所運営と教育再開が並行して行われることを、あらかじめ周知しておく。
- ③ 校長は、学校施設・教職員・児童・通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、教育再開の時期を決定する。
- ④ 児童及び保護者への周知は、掲示・家庭訪問・ホームページ・電話・PTA地区連絡網等の中から、利用可能な方法で実施する。

## 児童が学校にいない場合

### 【初期対応】

- ① 児童と教職員の安否の確認を行う。
- ② 状況に応じて、出勤可能な教職員は、早期に出勤して、配備につく。
- ③ 校舎内外の施設・設備の被害状況の確認を行う。
- ④ 防災行政無線やラジオ・インターネット等から、情報収集を行う。
- ⑤ 出勤してきた教職員で、避難所開設に向けた準備を進める。

### 【行政機関への報告】

- ① 市教育委員会・市災害対策本部に状況を報告する。

### 【避難所運営委員会への引継及び協力】

- ① 避難所運営委員会の立ち上げや運営に関する協議のために、市の防災担当者・自主防災組織・避難所代表者・学校等が会議を行う場所を提供する。
- ② 市の防災担当者・自主防災組織・避難所代表者等と連絡し、避難所運営に必要な業務が開始されるよう努める。
- ③ 避難所の運営に協力する。

### 【教育再開に向けた対応】

- ① 教育活動が平常の状態に復旧するまでの間、教育委員会と相談・連携しながら、できるだけ早期に学校を再開し、短縮授業等の応急教育を実施するための計画を策定する。
- ② 避難者には、避難所運営と教育再開が並行して行われることを、あらかじめ周知しておく。
- ③ 校長は、学校施設・教職員・児童・通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、教育再開の時期を決定する。
- ④ 児童及び保護者への周知は、掲示・家庭訪問・ホームページ・電話・PTA地区連絡網等の中から、利用可能な方法で実施する。

## ネットワークからの情報流出時の対応について

### 【発生時の対応】

#### ○状況把握とその対応

- ① 情報流出の連絡を受けた(電話等で)教職員は、連絡者から、当該ファイルがインターネット上の「どこで閲覧できるか」「どのような状態にあるのか(ホームページ・掲示板・メール・ファイル交換ソフトのネットワーク等)」、「発見した日」などを詳細に聞き取る(可能であれば、校長又は校内の情報担当者に電話を取り次ぎ、連絡者への対応を依頼する)。
- ② 連絡を受け教職員は、提供された情報の再確認等が必要になる場合もあるため、「連絡者の電話番号等」を聞き取り、今後の対応についても、可能な限り協力を依頼する。
- ③ 連絡者の情報が事実かどうか確認した後、校長及び校内の情報教育担当者に連絡をし、状況を伝える。
- ④ 印刷や写真撮影等で、画面(現場)の状況を保存する。
- ⑤ 校内の情報担当者は、状況に応じて、校内情報システムの停止やネットワークの切断等の措置を講じる。
- ⑥ 流出したとされるファイルの所有者(教職員)が特定できる場合は、本人に連絡を取り、当該ファイルの管理状況を把握するとともに、自宅パソコンをネットワークから切断するようにさせる。
- ⑦ 他に流出している電子情報がないか調査する。
- ⑧ 教育委員会の関係課に第一報を入れるとともに、必要に応じ専門的知識・技術を有する職員等の支援を要請する。
- ⑨ 教育委員会等と連携して原因を特定するとともに、ただちに対策を講じ、その対策内容を校長に報告する。  
※流出した情報は、ホームページや掲示板の管理者に削除を要請するなど、可能な対応を適切に行う。  
※原因がウイルスによる場合は、校内ネットワークへのウイルスの侵入が疑われるため、校内のすべてのパソコン及びサーバをネットワークから切断し、最新のパターンファイルでウイルスチェック・駆除を行う。
- ⑩ 流出事案の経緯は、時系列で、簡潔かつ正確に記録しておく。

#### ○児童・保護者への連絡等

- ① 保護者に対しては、説明会や家庭訪問、文書等を通して事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、二次被害に注意を払ってもらうよう依頼する。状況によっては警察に届けるように依頼する。児童に対しては、集会等で事実を説明し、何かあれば学校へすぐに連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ② 相談・苦情の窓口及び担当者を決め、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

- ③ 教育委員会と協議の上、必要に応じマスコミへ資料を提供する。

## 【事後の措置】

- ① 情報流出の対象となった児童の心のケアに努める。
- ② 電子情報が流出した原因を究明するとともに、原因に応じた再発防止策を講じる。
- ③ 事後管理対策として、全教職員に事件の概要を報告し、今後の電子情報流出の再発防止策を周知徹底する。

## 【事前の対策】

- ① 物理的セキュリティ対策
  - ・教職員が利用するパソコン等には、盗難防止措置を講じる。（ワイヤーロック、鍵付き保管庫や引き出しへの保管等）
  - ・教職員は、校長の許可を得ずに、個人のパソコンを外部から持ち込んだり、業務の端末や媒体に保存されたデータを外部に持ち出したりしない。
- ② 人的セキュリティ対策
  - ・情報セキュリティに関する権限や責任を定め、情報流出に対する危機管理体制を整備する。
  - ・全教職員に研修等を実施し、情報セキュリティポリシー等を周知徹底する。
  - ・「電子情報流出防止チェックリスト」で情報が適正に管理されているかを定期的に点検する。
- ③ 技術及び運用におけるセキュリティ対策
  - ・学校が保有する重要な電子情報（個人情報、機密情報）を常に把握しておく。
  - ・情報システム担当者等は、情報システム等の適切な監視を行う。
  - ・情報システム担当者等は、アクセス制限の適切な設定・管理・運用等を行う。（ファイルサーバのアクセス制限 ・各コンピュータのパスワード設定等）
  - ・情報システム担当者等は、コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新の状態に保つとともに、教職員に対して注意を喚起する。
  - ・教職員は、情報システム担当者の指示に従いOS等の脆弱性対策措置（アップデート）を定期的に行うよう心掛ける。特に、情報システム担当者等は、重要度が高い脆弱性が発見された場合、速やかに対処方法を教職員に指示する。
  - ・個人情報等の入力されたファイルは、できる限り暗号化を施す。
  - ・記録媒体を廃棄する場合は、情報資産を復元することができないよう物理的な破壊を行う。

## 情報流出防止チェックリスト

点検項目	チェック	チェックポイント
情報の発信等	<input type="checkbox"/>	1 ファックス・メール等のあて先は、送付する前に必ず確認しているか。
	<input type="checkbox"/>	2 学校外に出す文書やメールは校内の規定に基づく点検の上、送付しているか。
	<input type="checkbox"/>	3 電子メールにファイルを添付する際、送信する前に内容を確認しているか。
	<input type="checkbox"/>	4 電話での会話の際、周囲の会話が相手先に聞こえないよう注意しているか。
	<input type="checkbox"/>	5 学校の内外を問わず、個人情報や機密情報に関する内容の会話を不用意に交わしていないか。 (公共の乗物・飲食店・電話での会話には注意しているか。)
	<input type="checkbox"/>	6 インターネットメールで重要な情報を扱っていないか。
情報の利用及び提供	<input type="checkbox"/>	7 個人情報や機密情報が記載された資料を配布する際には、配布した相手方に対して廃棄を含めた取扱いについて注意を促しているか。
	<input type="checkbox"/>	8 個人情報や機密情報を目的以外に内部で利用したり、外部に提供したりしていないか。
	<input type="checkbox"/>	9 ホームページに情報を掲載する際は、内容を精査及び点検しているか。
	<input type="checkbox"/>	10 個人情報や機密情報を学校以外のものに提供する場合は、必要に応じて個人情報の使用目的や使用方法を制限するなど、提供先に適正な取扱いを求めているか。
適正管理	<input type="checkbox"/>	11 使用済用紙を会議用資料やメモ用紙等として再利用する際には、個人情報や機密情報が記載されていないか確認しているか。
	<input type="checkbox"/>	12 個人情報や機密情報を、教職員個人が管理するパソコンに保管していないか。
	<input type="checkbox"/>	13 重要又は大量の個人情報を情報データとして保管する必要がある場合は、サーバや記憶媒体等を活用し、鍵付きの部屋やロッカー等二重に施錠して保管しているか。
	<input type="checkbox"/>	14 重要又は大量の個人情報が含まれた紙文書は、鍵付きの部屋やロッカー等二重に施錠して保管しているか。
	<input type="checkbox"/>	15 パソコンにはワイヤーロック等の盗難防止措置が施されているか。
	<input type="checkbox"/>	16 パソコンのOS等の脆弱性対策措置(更新)を欠かさず行っているか。
	<input type="checkbox"/>	17 パソコンにはウイルス対策ソフトがインストールされており、かつ、パターンファイルは最新の状態に更新されているか。
	<input type="checkbox"/>	18 定期的にパソコンのウイルスチェックを行っているか。
	<input type="checkbox"/>	19 記憶媒体を利用する前にウイルスチェックを行っているか。
	<input type="checkbox"/>	20 パソコンや記憶媒体・公文書を、校長の許可なく校舎外に持ち出していないか。
	<input type="checkbox"/>	21 私物のパソコンや記憶媒体に個人情報や機密情報を保存していないか。
	<input type="checkbox"/>	22 パスワードは他の者に教えない、想像しにくい組み合わせにする、定期的に変更するなど、正しく管理しているか。
	<input type="checkbox"/>	23 席を離れる際には、パソコンをログオフしているか、また、個人情報や機密情報を含む文書を開けたまま机の上に放置していないか。
	<input type="checkbox"/>	24 個人情報や機密情報が記載された文書を、児童生徒や外部の人の目に触れる場所に放置していないか。
<input type="checkbox"/>	25 保有する必要のなくなった個人情報や機密情報が記録されている文書は速やかに廃棄しているか、また、サーバや記憶媒体に保存された情報は速やかに消去しているか。	
<input type="checkbox"/>	26 記録媒体を再利用するまたはリース品として返却する場合は、情報資産を復元することができないよう専用ソフトウェア等で完全に消去しているか。また、記録媒体を廃棄する場合は、情報資産を復元することができないよう物理的な破壊を行っているか。	
<input type="checkbox"/>	27 重要な文書の廃棄には、教職員が立ち会うなど廃棄の確認を行っているか。	

## インターネット検索による不適切な画像の閲覧について

### 【発生時の対応】

#### ○状況把握とその対応

- ① 担当教員は、職員室と保健室に連絡し、他の教職員に応援を依頼する。教職員は、管理職に報告する。(連絡はインターホン等が使用できない場合は児童に行かせる。)
- ② 担当教員や他の教職員は、スクールカウンセラー、養護教諭等とともに精神的なショックを受けた児童に寄り添い、心のケアを行う。
- ③ 担任(不在時は学年主任など他の教職員)から保護者へ事故の発生を連絡する。児童の状況や事故への対応の経過などを伝える。学校医へも必要に応じて速やかに連絡する。
- ④ 医療機関での診察が必要な場合は、担当教員は医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を説明し、速やかに医療機関名と電話番号等を学校及び保護者に連絡する。
- ⑤ ショックを受けた児童の状況次第では、管理職が医療機関へ行く。また、必要に応じて、他の教職員を応援に行かせる。

#### ○保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行うとともに、事後の対応について協議する。
- ② 学校は、PTAの緊急役員会や保護者会の開催、家庭への通知等により、正確な情報を保護者等に連絡し、理解を求める。
- ③ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供をする。

### 【事後の措置】

#### ○事後措置(学校)

- ① 教職員は、スクールカウンセラー、養護教諭等とともに精神的なショックを受けた児童に寄り添い、児童の心のケアに努める。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、管理職は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 教職員の情報共有については、反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめ、整理する。
- ④ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して情報モラルの徹底を図る
- ⑤ 報道関係者の対応窓口を一本化する。
- ⑥ 教育委員会から今後の対応について助言を得る。

## 【事前の対策】

### ○安全指導(教育)の充実

- ① 教材の選択や使用については、学習指導要領等の趣旨・内容に基づき、児童の発達段階や心理的な影響等に十分に配慮する。
- ② 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合は、特定の見方や考え方に偏った取扱いにならないようにする。
- ③ 教材の選択や使用については、管理職をはじめ教職員間で十分な共通理解を図る。
- ④ 不適切に使用されている事実を確認した場合には、管理職による指導を行うとともに、教育委員会へ速やかに報告する。

### ○その他

- ① インターネットに接続可能なICT機器の児童の使用にあたっては、教職員の適切な指導のもとで行う。
- ② インターネットに接続可能なICT機器が保管されている教室等の施錠・鍵の管理を適正に行う。

## インターネットの掲示板での誹謗中傷について

### 【発生時の対応】

#### ○事件発生からの対応のポイント 被害児童への対応

- ① 被害児童から事実確認を行い、児童の悩み苦しんでいる気持ちをしっかり受け止め、必要があればスクールカウンセラー等を活用する。
- ② 担任だけで対応するのではなく、管理職に報告し、学年主任、生徒指導担当者、教育相談担当者、養護教諭及び情報教育担当者等と情報を共有する。（個人情報の扱いについては留意する。）他の児童が書き込んだ場合には、いじめに該当することが考えられるため、校内いじめ防止委員会等を開催し、学校組織で事案対応にあたる。
- ③ 被害児童及びその保護者に掲示板への対応等（削除依頼と加害者の特定への努力と指導、再発防止等）について説明する。

#### ○掲示板への対応

- ① 証拠を保全するために、対象となる掲示板サイトの誹謗中傷にあたると思われる書き込みの内容、投稿日時、投稿番号、URLなどを確認のうえ、媒体に保存するとともに、印刷をする。その際、保存した日時や経緯、対応なども記録しておく。（サイトの保存が難しい場合は、スクリーンショット機能やデジタルカメラ等で保存すること。）
- ② 削除依頼の方法は、それぞれの掲示板サイトによって異なるため、「利用規約」等を確認し、その指示にしたがって削除依頼をする。ただし、削除依頼文が公開されるサイトや依頼後に本人確認書類等の提出を求めるサイトもあり、二次被害も予想されることから、専門家や公的な相談窓口などに確認しながら削除依頼を行う。
- ③ 削除依頼以降、掲示板の書き込みが削除されたかどうかを確認する。
- ④ 削除依頼をしたにもかかわらず書き込みが削除されないなど、対応が進まない場合は、関係機関に相談し、事案に応じた助言等を得て対応する。

#### ○保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、今後の心のケア等の対応について話し合い、理解と協力を依頼する。
- ② 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、警察等の関係機関と連携協力を行う。
- ③ 新しい情報が得られ次第、教育委員会及び関係機関等へ報告する。

#### ○加害児童への対応

- ① 加害者が児童の場合には、事実確認を行い、書き込みをした背景や、時間的な経過など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該児童の課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等）と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察等の関係機関と連

携し、事件後も協同で指導する。

- ② 聴き取りは、不用意に周囲に知られることのないように配慮する。その際、一方的な説諭にならないようにし、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。
- ③ 加害児童及びその保護者に対応等について説明するとともに、必要があればスクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 加害者が他校の児童生徒の場合は、該当の学校及び教育委員会と連携をして、指導を行う。

## 【事後の措置】

### ○児童への対応

- ① 学級（ホームルーム）活動等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ② 校内の教育相談体制の充実を図り、必要があればスクールカウンセラー等の緊急支援を市教育委員会に依頼し、児童の心のケアに努める。

## 【事前の対策】

### ○未然防止のための取組

- ① 児童への情報モラル教育等の中で、インターネット上の誹謗中傷は、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを伝え、悪質な書き込み等の場合は、警察の捜査が行われる場合があることを周知する。
- ② インターネット上に匿名で書き込み等をして、犯罪行為であった場合には警察の捜査で書き込み者を特定することが可能であることを周知する。
- ③ インターネット上の書き込み等については、「誰かを傷つける内容ではないか」「自分が言われたらどう感じるか」などについて、よく考えて利用することを指導する。
- ④ インターネット等を利用して出会った人物から被害を受けることも考えられることから、利便性がある一方で危険性を含んだメディアであることを周知し、インターネットの特性や危険性、活用時のマナー、モラルなどを指導する。

## 職員室侵入による個人情報記載文書等の盗難時の対応について

### 【発生時の対応】

#### ○状況把握とその対応

- ① 第一発見者は、直ちに校長に連絡をする。
- ② 現場を保存し、直ちに警察へ通報するとともに、教育委員会へ電話で第一報を報告する。
- ③ 無くなっている文書に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。
- ④ 該当する文書等を持ち出している教職員がいないかを確認する。また他に無くなっている文書が無いかどうかを確認する。
- ⑤ 教育委員会と連携し、今後の対応を決める。
- ⑥ 盗難事案の経緯は、時系列で、簡潔かつ正確に記録しておく。

#### ○児童・保護者への連絡等

- ① 保護者に対しては、説明会や家庭訪問、文書等を通して事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、二次被害に注意を払ってもらうよう依頼する。状況によっては警察に届けるように指導する。児童に対しては、集会等で事実を説明し、何かあれば学校へすぐに連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ② 相談・苦情の窓口及び担当者を決め、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。
- ③ 教育委員会と協議の上、必要に応じマスコミへ資料を提供する。

### 【事後の措置】

- ① 情報流出の対象となった児童の心のケアに努める。
- ② 電子情報が流出した原因を究明するとともに、原因に応じた再発防止策を講じる。
- ③ 事後管理対策として、全教職員に事件の概要を報告し、今後の電子情報流出の再発防止策を周知徹底する。

### 【事前の対策】

- ① 個人情報保護に対する理解の促進  
個人情報保護が強く求められていることから、個人情報の重要性及び個人情報の保護・保管に係る責任の重さについて教職員の理解を深め、意識を高めるよう、校内研修等を実施する。
- ② 校内体制の整備  
文書の管理責任者を定め、個人情報記載文書やUSBメモリ、ハードディスク等の適正な取扱い（保管・利用・廃棄・研修等）が日常的に行われる校内体制を整備する。
- ③ 個人情報記載文書等の適正管理

外部に流出してはならない公文書等（電子情報を含む）については、施錠できる場所に保管（保管庫等と部屋の2重の施錠を行う）し校舎外へ持ち出さない。また、やむを得ず校舎外へ持ち出す必要がある場合には、校長の許可を得る。

④ 文書の廃棄

個人情報記載文書等が保存期間を過ぎても長期にわたり放置されていることは、個人情報流出事故が発生する要因になることから、定期的な廃棄処分の方法について定め、確実に実行する。

⑤ 収集している個人情報の見直し

現在収集している個人情報について、「あれば便利」の観点でなく、「真に必要」な情報であるか、文書ごとに再検討する。写真・住所・保護者名などが、当該文書に必要か否かについて再度点検する。

⑥ 校舎の管理体制の確立

校舎内や職員室等の施錠を徹底するとともに、来校者への教職員による声かけ・挨拶を徹底する。

## 弾道ミサイル発射によるJアラート作動時の対応について

### 授業中

【第1報でJアラート等から「発射情報（避難の呼びかけ）」があった場合】

- ① 屋外にいたら
  - ・近くの校舎等の建物の中に避難する。
  - ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
- ② 屋内にいたら
  - ・爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れる。可能であれば、窓のない部屋へ移動する。

【第2報でJアラート等から次の情報があった場合】

- ① 日本に落下する可能性があるとは判断された場合
  - ・避難の継続⇒第3報までそのまま身の安全を確保
  - ※第3報では「落下推定情報（避難の呼びかけ）」が入る。落下場所等により、状況・対応が異なるため、防災行政無線の追加情報や教育委員会からの指示に従うこと。
- ② 日本の上空を通過した場合
  - ・通過情報⇒避難解除
- ③ 日本の領海外の海域に落下した場合
  - ・解除情報⇒避難の解除

### 登校中

登校が始まっている最中に「発射情報（避難の呼びかけ）」があった場合は、上記（授業中）の対応をとり、通過情報及び解除情報後は、学校に避難する。その後の対応については、防災行政無線等の情報を元に判断し、児童の安全確保に努める。

### 下校中

下校が始まり学校近辺（数分で戻れる範囲）に児童がいる場合は、直ちに学校に戻り校舎内避難する。

既に、学校から離れた通学路上にいる場合は、上記（授業中）の対応をとる。

その後の対応については、防災行政無線等の情報を元に判断し、児童の安否確認を行うとともに安全確保に努める。

## 登校前

登校するため自宅を出るまでに、Ｊアラート等が作動した場合は、上記（授業中）の対応をとり、各家庭で避難をする。

## 事前の取組のポイント

- ① Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図っておく。
- ② 児童等の発達段階に応じて、Ｊアラートによる情報伝達や避難訓練の趣旨を正しく理解させるなど、実態に応じた安全指導を行う。
- ③ 保護者、児童等を必要以上に不安にさせることがないように十分配慮する。
- ④ 当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め、様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討する。
- ⑤ 各学校の実情（学校の立地する環境、学校規模、児童等の年齢や通学の状況等）に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時の対処方法を検討し、各校の危機管理マニュアルに反映する。
- ⑥ 当該自治体の危機管理部局等が実施する避難訓練に参加するなど、家庭、地域と連携した取組を進め、児童等の安全を確保する体制を整備する。
- ⑦ 作成した危機管理マニュアルは、訓練等を基に検証し、実際に機能するかどうか、定期的に見直し、改善を行う。

## 医療的ケア児の学校在学時の発災への備え

### 1 保護者との協議

- ア 医療的ケア児の状態や災害による被害の程度等によっては、生命の維持が困難になり得ることから、医療器具、非常食等の準備及び備蓄について保護者等と学校間で協議する。
- イ 人工呼吸器を用いる等、非常用電源が確保できなければ、重篤な事態に陥りかねない児童については、停電時の対応を取り決めておく。
- ウ 発災後、保護者及び看護職員等が、長期間来校できない場合や在校時間を超えて医療的ケアの実施が必要となる場合など、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合の医療的ケア実施体制を構築しておく。
- エ 協議や取り決め等を進めるに当たっては、学校や市町村教育委員会のみで対応を検討することが困難なことも考えられることから、市の防災担当部局等、災害時の対応に関わる関係部局や、地域の医療機関等と連携し、協力を得る。

### 2 未然の取組

- ア 発災時に適切な動きがとれるよう、教職員と看護師と一緒に参加する避難訓練を実施する。
- イ 医療的ケア児を対象とした避難訓練を通じて、医療的ケア児の命を守るために必要な対応を理解する。

### 実践的な防災教育の手引き 特別支援教育編（令和7年3月 文部科学省）

- 学校看護師が出勤不能等の場合は、家族が医療的ケア児の対応を行うことから、教職員や児童分に加え、家族分の物資を準備しておく。
- 小型ソーラー発電機や蓄電池等、自家発電設備の維持に向けて、ガソリン供給企業と連携したり、自治体の電源車を手配したりできる体制を構築しておく。
- 実際に災害が発生した際に、過度に不安を感じることも想定されることから、災害発生時の状況に慣れる機会や、身を守る行動や避難行動を学ぶ機会を確保するために、反復訓練を行う。
- 肢体不自由の児童は、移動が困難であることや悪天候の中での体調管理が難しく、地震発生時の屋外避難はリスクが高まることから、専門家の助言の下、耐震性の高い校舎で揺れが収まるまで待機する方が安全であると考え、校舎内に留まる訓練を行っている。
- 避難訓練時に、自発的に身体を動かすことができない児童に対して、イラスト等の視覚情報に加え、教職員が体を動かすことで、イメージがわくように心がける。

## ツキノワグマ出没時

事案：学校の近くで、連日、ツキノワグマの目撃情報が続いており、前日、学校近郊の商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

### 1 状況把握とその対応

- ① 管理職員は、出没認知後、直ちに市町及び所轄警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、精緻な情報を把握する。
- ② 誤報が流布することも考えられることから、管理職員が情報を一元化するとともに、精緻な情報を見童、保護者及び教職員に提供する。

### 2 児童の安全確保

- ① 児童の登校前に出没を認知した場合、管理職員は、把握した情報を基に、始業時刻変更又は臨時休業等の措置を講じる。
- ② 児童の登下校時間帯に出没を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町及び所轄警察署と連携し、通学路の巡回等を検討する。
- ③ 教職員が巡回する際は、自家用車で移動する等、自らの安全を確保を行う。
- ④ 児童の在校中に出没を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、児童のみで下校させず、保護者に引渡しの上、下校させる
- ⑤ 児童の在校中に、学校付近に出没した場合は、学校施設の窓や出入り口を施錠するとともに、校門を閉鎖する等、敷地内への侵入を防ぐ。
- ⑥ 屋外活動については、出没状況を踏まえ判断するとともに、児童の安全確保ができない場合は、直ちに中止し、屋内に避難させる。
- ⑦ 常時、最新情報を入手し、児童の避難経路及び避難場所を確保する。

### 3 関係機関との連携

- ① 農林水産部署等の機関と連携を密にし、安全対策について助言を求める。
- ② 管理職員は、学校の安全対策について市及び県教育委員会に連絡し、随時、対応状況を報告する。
- ④ 出没時の学校教育活動について、市町及び所轄警察署に助言を求める。

### 4 保護者への情報提供及び協力依頼

- ① 関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。
- ② 学校の対応方針が決定した際は、直ちに保護者に電話やメール等で、確実に伝達する。なお、出没の危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎を依頼し、保護者の理解を得るよう努める。

## 5 発生に備えた対応策（未然防止策）のポイント

- ① 平時から関係機関と意思疎通を図り、学校の役割や対応を確認しておく。
- ② 適切かつ迅速に対応できるよう、連絡体制図等を作成し、教職員で共有する。
- ③ 管理職員は、危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断ができるよう、危機管理体制を確立する。

## 6 危険予測、回避能力の育成

- ① 学級活動等で、県農林水産部が作成した注意喚起のチラシ等を活用し、安全指導や遭遇した際の行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。